

# 杣山の歴史的 성격について

琉球大学農学部 仲間 勇 栄

## 1. 序 論

私は第34回日本林学会九州支部大会に於て、明治期の沖縄県における林野所有の形成過程について、「明治政府＝県当局」の政策基調と農民の動向に視点を据えつつ論じたのであるが、そこでは杣山が明治30年代の土地整理と杣山処分を通じて、どのように取扱われていたかに最大の関心を払っていたために、杣山の歴史的 성격については部分的にしか触れていなかった。

杣山処分が「明治政府＝県当局」の一方的な恣意の下に断行され、そしてそれが地元間切農民にとっては、杣山の収奪とその払い下げ金額による負債加重をもたらしたというのであれば、当然、その前提として杣山が入会林野であることを旧藩時代に遡って明らかにしておく必要がある。

私はこの問題はこれまで論じられたことのない次の視点、すなわち杣山の管理主体とその共同体的利用の在り方を究明することによって克服できるものと考えている。以下、これらの点に焦点をあてながら、杣山の歴史的 성격について考察を進めていく。

## 2. 杣山の管理主体

近世琉球における杣山の管理利用の在り方は間切（現在の市町村）や村（現在の字）を基本単位とした入会的形態であり、このことは次に掲げる史料等によってもある程度推察できる。

〈久米島の事例—1733年〉

（杣山は具志川、仲里）両間切模合山にて大方に有之（『近世地方経済史料』第9巻）

〈国頭の事例—1737年〉

此中大材木御用之砌は恩納名護羽地三ヶ間切金武久志本部三ヶ間切今帰仁大宜味国頭三ヶ間切宛組合にて取調候故何れも模合山之筋に相心得（「山奉行所規模帳」〈『林政八書』〉）

〈八重山島の事例—1739年〉

当嶋大地山之儀別而諸木伐絶最早及惟悴候儀村々構々持切山無之何方も諸人模合山之筋に相心得（『参遣状』）

〈八重山島の事例—1740年〉

杣山之儀跡々者村々模合持いたし候（『八重山嶋杣山職務帳』、圈点引用者）

これらの事例からも明らかなように、「両間切模合山」、「模合山」、「村々模合持」等々の言葉に象徴されるごとく、村ないし間切の入会的所持形態が一般的であり、しかも注目すべきことは林野利用の主体が複数で広範囲に亘って存在していた事実である。例えば、国頭の事例でみると、三ヶ間切が1つの組合を結成して杣山を共同利用しており、この形態は久米島でも同様である。この間切と間切の共同利用とは対照的に、八重山では1間切内の数村共同利用が認められる。おそらくこの「数間切共同利用」と「間切内数村共同利用」の2つが、王府の林野改革（杣山分割）以前の一般的利用形態であったと考えられる。

王府側はこのような間切および村の模合（共同）利用を杣山憔悴の原因と考え、できるだけ杣山を細分割して、その管理主体の所在を明確化し杣山の保護・取締りに努めさせようとした。御用木の安定的供給を図るためには、これまで利用範囲の錯綜した間切模合山、村々模合山を1村所持の山に区分し、杣山の管理主体の責任を村に付与する必要があったからである。18世紀の30年代から50年代にかけて国家的規模で実施された杣山の境界測量はその前提作業であり、杣山分割の意味も実はそこに存在していたのである。しかし、地域によっては従来の共同体的林野利用慣行に規定されて、完全に分化しえず複合的なかたちで存在しているところもみられる。ともあれ、王府の杣山分割以降、杣山の所持形態の基本単位は間切内の村に固定化される傾向にあり、このことは村と村との間に山論が発生した場合の王府の裁許に端的にあらわれている。

例えば、18世紀中頃の羽地間切内の仲尾次村と真喜屋・稻嶺両村の山論事例（『近世地方経済史料』第9巻）をみると、王府は双方の証書を吟味した上で、更に山奉行の調査結果をもとに「仲尾次村へ所持被仰付候」という裁許を下しており、このことは間切内の村が杣山の管理主体として公認されていた歴史的事実を物語るものであろう。

そして近世琉球におけるこの村は地割制度にもとづく「地人層」によって構成されており、杣山の入会的

利用も実質的にはこの「地人層」を中心に展開していたのである。すなわち、村落共同体内における入会権者は「地人層」であって、むしろ寄留民（＝屋取人）や下人層を柚山の入会利用の権利者として認めることは例外的でさえあり、その利用の在り方も村の恩恵的な意味が強かった。

### 3. 柚山の農民的利用形態

#### 1) 「喰実畑」利用

「喰実畑」とは一種の焼畑農耕地のことで「キナワ畑」、「山野畑」（＝山畠）、「明替畑」などとも称し、百姓地と同様に地割の対象になるものもあり、また、そうでないものもあったが、百姓地と異なり無税地として貢租負荷の対象地から除外されていた。

明治26年6月沖繩本島北部地域を踏査した笹森儀助の調査結果によると、大宜味間切の田畑面積は515町歩（田118町、畑397町）で、そのうち「喰実畑」の占める割合は全体の71%、畑地面積の92%（国頭間切一全耕地面積の58%、畑地面積の85%）にも達しており、いかにこの地域にとって「喰実畑」が重要な意味をもっていたかが想像できる。

『近世地方経済史料』（第9巻）には、間切および村単位の柚山の開地作職に関する王府への申請書類が合計5（1771～1858年）掲載されている。

これらの史料に共通していることは、一定期間開地作職をなし、その後、同地に樹木の種子をまき入れ苗を植えつけて造林地に転換するという利用方法をとっていることである。ここでは食糧生産を目的とした焼畑耕作が造林のための地拵の意味も含んでいる。

王府へ開地作職願を申請しそれが認可されると、村落内で「喰実畑」用地を人頭割に割付し、そのあと焼払い、地拵えの作業を共同で行ない、その土地にイモや穀類等を植付け、3～4年間程使用して次第に地力が消耗して作物の実入りが悪くなってくると、その土地を放棄して造林地に転換する。これは佐々木高明氏が「林業前作農業型」とよび、また、有木純善氏が「焼畑造林」とよんだ焼畑農耕の形態と同一である。造林樹種は主に松、榎木（イヌマキ）、杉（広葉杉）等で、造林木は実質的には造林者である村（＝部落）に帰属し、王府はこの村を介して御用木を調達した。

このように柚山の「焼畑造林」利用は、農民にとって御用木の仕立替と飯料確保の2つの意味をもっていたのであり、それは同時に農民にこの種の慣行を認可することによって、王府側にとっても一定の貢租を安定的に徴収でき、また、御用木の円滑な供

給を図ることもできるといういわば一石二鳥の意味をもつものであった。

この柚山の「焼畑造林」利用と対照的に、普通の山野（＝里山）では、焼畑農耕そのものが主目的の「主穀生産型焼畑」（佐々木高明氏）の利用形態が一般的であった。これは「焼畑造林」の場合と異なり、作物の種類も豊富で耕作期間も、例えば2～3年間耕作、7年間休耕という「交替耕作制」をとっていた。

#### 2) 造林利用

柚山の造林形態には①間切・村による造林（間切や村が一切の費用を負担して独自で仕立てる、間切造林、1村造林、数村共同造林）、②個人造林（間切役人や農民が自費で植林、分収造林）、③王府造林の3つの種類がある。王府造林の代表的なものに「定式敷山仕立換」というのがあって、名目上は王府直営の造林形態となっているが、実際にはその中には間切・村負担で仕立てられたものが相当数存在していた。各間切の農民は王府から毎月一定の夫役を課せられ、それを現夫で提供するかわりに「日用銭」というかたちで王府に貨幣地代を上納する仕組みになっていた。王府はこの「日用銭」の何か月分かを現夫と相殺して柚山仕立換費として各間切に下付していたのである。

#### 3) 牧野利用

王府への献上品や牛馬税賦課の対象として貴重な牛馬の一部は、柚山内で放牧飼育されていた。明治初期の資料によると、その面積はおよそ6千9百町にも達し、その半分以上は西表島に集中していた。牛馬牧には1村所持と数村共同所持の2つのタイプがみられ、その管理は村が「牛馬帳」にもとづいて行っていた。

### 4. 結 論

以上の検討結果を通じて、われわれは柚山が間切内の村＝部落によって管理・利用され、そして農民の生活と深くかかわって存在していた歴史的事実を明らかにしてきた。要するに柚山は表面上は領主的林野所持の外皮をまもってはいるが、しかし、内裏は村落共同体に規定された共同体的林野所持・利用の濃厚な純然たる入会林野であったということがいえるのである。